

## 随 意 契 約 理 由 書

○工事名 : 一級河川 神崎川 河床切り下げ対策工事 (千船大橋側道橋) R 1

○工事個所 : 大阪市西淀川区大和田三丁目 地内

本工事は、一級河川神崎川河床掘削対策工事 (千船大橋側道橋) H30 (以下、「H30年度対策工事」という。) の施工中に沈下した千船大橋側道橋 (上流側) P2 橋脚 (以下、「P2 橋脚」という。) の本復旧工事を行うものである。

千船大橋側道橋は、平成 31 年 2 月 27 日に上記工事施工中、P2 橋脚が約 1.4 m の沈下を起こしたため一時通行止めとし、沈下した橋脚周辺に仮設用架台を設け、橋梁をジャッキアップした上で平成 31 年 4 月 8 日より供用を再開した。

供用に当たっては、仮設用架台の安全性を十分考慮の上、設計・施工したものであるが、仮設構造物であることから、短期に想定される荷重のみを見込んでおり、今後、洪水等の外力を繰り返し受けると構造物としての安全性が担保できない。

また、P2 橋脚周辺は仮設用架台の存在により、河積阻害の状況にあることから、速やかに本来の河積を確保する必要がある。

以上のことから P2 橋脚の本復旧工事は次期出水期までに、確実に完了させる必要がある。

P2 橋脚沈下発生後、施工業者、橋梁管理者である大阪市等の関係者と協議を重ねた結果、令和元年 11 月に橋脚の復旧に要する費用を大阪府が負担する方針が決定したことから、直ちに復旧工事の着工に向けた発注手続きを進めている。

復旧工事については、前述のとおり次期出水期である令和 2 年 6 月までの短い工期で、復旧用橋脚の工場製作、現場仮設工、橋脚設置工事を完了させる必要がある。

オリエンタル白石株式会社は、現在 H30 年度対策工事を施工中であり、なおかつ P2 橋脚沈下時の応急復旧工事も実施していることから、現地状況や仮設構造物の設計・施工の経過を熟知しており、直ちに現場着手が可能であることから、次期出水期までに工事を完了できる唯一の企業である。

このため、オリエンタル白石株式会社から見積もりを徴取することとし、その見積もりが予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

また、財務規則運用第 62 条第 2 項第 2 号により比較見積を省略する。